

★わが子への未来便★

生まれてきたお子様に手紙を送りましょう

生まれてきたお子様への手紙を、20年後に稲敷市がお届けします。

お子様が生まれた時の感動や喜びの気持ちを
未来のお子様宛に手紙に書きましょう。



出生時

出生届の際に、
「わが子への未来便セット」をお渡しします。
書いた手紙を市役所に郵送してください。

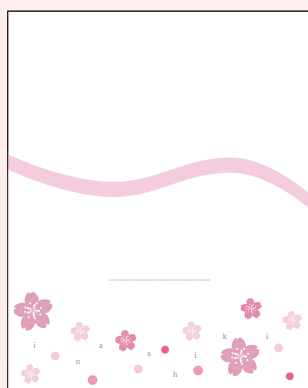
※満一歳になるまで受けられます。

お預かりした手紙は、稲敷市が20年間大切に保管します。

わが子への未来便セット



便せん



便せん・DVD 他封入ケース



未来のお子様宛の封筒

(わが子への未来便セットには、便せん、本状、封筒の他、事業申込書、市役所宛の返信用封筒が入っています。)

20年後

成人式前、お子様宛に「わが子への未来便」が届きます。

- 封筒へは、便せん以外にも写真やDVDなども入れることができます(封筒に入る大きさで、総重量100gまで)。ただし、著しく劣化するものや危険物、貴重品などは入れることができません。
- この事業を利用する場合には、事業申込書を提出していただくことが必要です。(差出人が転出により宛先が変わった場合に、市が住所を調査すること、所在不明の場合には市が手紙を廃棄処分することなどについての同意をいただきます。)
- 詳しくは、裏面のQ&Aを参照してください。

《お問い合わせ》



稲敷市 市民生活部 市民窓口課
〒300-0595 稲敷市犬塚 1570 番地 1
TEL : 029-892-2000(代表)
稲敷市公式ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>



わが子への未来便事業Q & A



Q1 この事業の対象者は？

A1 平成27年4月2日以降に出生し、満1歳になるまでに稲敷市に住民登録されたお子様のご父母です。

Q2 申込期限は？

A2 お子様が生誕1歳になるまでです。

Q3 いつ郵送されるのですか？

A3 お子様が生誕1歳の年度の12月中に郵送します。

Q4 写真やDVD等を入れて良いですか？

A4 はい。便せんの他に、写真やDVD、CDなど封筒を含めて重量100gまで入れることができます。ただし、著しく劣化するものや、危険物、薬品、紙幣や金券、有価証券などをご遠慮ください。また、大きさも封筒に入るものとさせていただきます。

Q5 未来便の内容を他人に見られたくないのですが？

A5 封かんされた未来便は、事業参加者以外は開封してはならないと、事業実施要綱に規定していますのでご安心ください。

Q6 住所を変更した場合にはどうしたらいいですか？

A6 住所等変更届を提出していただきます。

Q7 途中での返却（取り消し）は可能ですか？

A7 はい。取下届を提出していただいたうえで、ご返却いたします。

Q8 預けた未来便の保管方法は？

A8 市の文書整理保存規程に基づき、大切に保管いたします。

Q9 宛先不明の場合はどうなるのか？

A9 お子様の住所が稲敷市にない場合は、ご父母へ郵送いたしますので、ご父母からお子様にお渡しください。ご父母の住所も稲敷市にない場合は、事業申込時の同意に基づき、市がご父母の住所を調査して郵送いたします。調査しても住所が確認できない場合は、年度末まで保管いたしますが、その後は廃棄させていただきます。

